

企業年金に関する公開質問状への政党からの回答 その1

「企業年金の受給権を守る連絡会」

質問項目	自由民主党	民主党	日本共産党
<p>1. 「厚生年金保険法等の一部改正」案について 今国会(第183回)衆議院において厚生年金基金制度の改廃に関する「厚生年金保険法等の一部改正」案が審議、可決されました。結果として企業や基金の負担は軽減されるものの、受給者の受給権が侵害されることとなった点についてどのようにお考えでしょうか。</p>	<p>Q1 : 「(厚生年金保険法等の一部改正)案について」 A1 : 基金が解散した場合、公的年金である代行給付は保証されます。また、上乗せ給付については、残余財産の範囲内で分配されることになって居りますが、<u>上乗せ資産のある基金が当該資産を他の企業年金に移換し、上乗せ給付を続けることもできます。</u>今回の改正では、<u>上乗せ資産のある基金が他の企業年金制度等へ移行できるよう、厚生年金基金解散後に事業所単位で既存の確定給付企業年金等に残余財産を移換できる特別措置等を講じています。</u></p>	<p>1) 厚生年金保険法等改正案について A I J 金融不祥事問題の検証を通じて、金融庁の検査体制の不備とともに、厚生年金基金の制度疲労が浮かび上がった。厚生年金基金制度は、1966年の制度創設以来、我が国の企業年金制度の発展に大きく寄与したが、バブル経済崩壊後、経済金融情勢は大きく変化し、運用実績が低迷して代行割れとなる基金も増加するなど、厚生年金本体の財政を毀損するリスクが高まっている。 民主党政権では、こうした基金制度をめぐる現下の状況を踏まえ、一定の経過期間を置いて基金制度を廃止する方針で検討を進めてきたが、これに対して、現政権が提出した本法律案では、財政状況が健全とされる一部基金の存続を認めることになっていた。そのため、将来、これらの基金が代行割れに陥り、厚生年金本体の財政へ影響を与えるリスクは残されてしまい、基金に加入していない他の厚生年金の被保険者等に負担を肩がわりさせることになりかねなかった。 公的年金制度を将来にわたり安定的に運営していくためには、こうしたリスクを完全に排除する必要がと見え、この法律の施行の日から起算して十年を経過する日までに、存続厚生年金基金が解散し又は他の企業年金制度等に移行し、及び存続連合会が解散するよう検討し、速やかに必要な法制上の措置を講ずる旨の修正を加えた。 今回の法改正により、代行割れ問題の早期解決を図るとともに、新たな年金運用の失敗や年金財政の一層の悪化を防止することに資すると考える。代行制度の廃止により、解散となった場合でも加入期間について上乗せ給付部分を含め、必要な資産を保有している基金の受給者には受給権は保全される。</p>	<p>質問1. 「厚生年金保険法等の一部改正案」について 安倍政権が提出し、自民・公明・民主・みんな・維新・生活・社民の賛成で可決された厚生年金保険法等改定は、いわゆる代行割れ問題の解決のため、9割の厚生年金基金の解散と、他の企業年金への移行を促進するものです。厚生年金基金の代行割れ問題は、バブル崩壊以降の予定利率と運用実績の逆転が主な原因であり、抜本的な対策をとらないまま、ここまで問題を深刻化させてきた政府の責任は重大です。 <u>厚生年金基金の解散によって年金の3階建て部分が廃止されたり、確定拠出年金や確定給付年金に移行できた場合もほとんどが減額となる可能性が高くなっています。</u> <u>日本共産党は、企業年金連合会の支払保証機能を強化するなど、確実に受給権を保護する措置を要求して法案に反対しました。</u></p>
<p>2. 企業年金の受給権について 企業年金は、賃金の後払いである退職金の延払いであり、受給者にとっては退職の時点で確定した金銭債権です。この受給権を法律や厚生労働省令・局長通知などで削減することは、憲法の保障する財産権・生存権の侵害になります。企業年金の受給権について貴党の見解をお伺いします。</p>	<p>Q2 : (企業年金の受給権について) A2 : 財産権については、公共の福祉の観点から合理的と考えられる場合には、一定の制限ができることは、最高裁の判例でも認められているところあり、これまで代行割れで解散して基金においても、解散認可日以降、上乗せ給付は行われなくなっています。なお、上乗せ資産を保有している基金が他の企業年金に移行できるよう、 ①基金解散後に、事業所単位で既存の確定給付企業年金や中小企業退職金共済に残余財産を移換できる特例を講じているほか、今後、政省令において、①より簡易な手続等で設立できる確定企業年金の</p>	<p>2) 企業年金の受給権について 年金受給権は、憲法第29条第1項の財産権に該当する。しかし、憲法第29条第2項は「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める」と規定している。最高裁判例は、①法律でいったん定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合するようにされたものである限り、違憲ではない。また、②財産権の内容の変更が公共の福祉に適合するようにされたものであるかどうかは、ア) いったん定められた法律に基づき財産権の性質、イ) その内容を変更する程度、ウ) これを変更することによって保護される公益の性質などを総合的に勘案し、その変更</p>	<p>質問2. 企業年金の受給権について ご指摘のとおり、企業年金は、現役時代の労働にもとづく賃金の「後払い」という性格をもつものです。受給権は退職時に確定しており、決定した条件の一方的変更や受給者の同意のない減額は権利侵害であると考えます。受給者は、現役加入者のように、雇用の確保や給与の改善などで減額分の利益を回復することができません。受給権に関わる問題を、安易な行政的手法で処理し、削減要件を緩和することは問題であると考えます。</p>

	<p>導入、確定拠出年金に移行する場合の規制緩和などを行う予定です。</p>	<p>が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるか否かによって、判断すべきであるとしている(昭和53年7月12日最高裁大法廷判決)</p> <p>今回の法改正は、代行制度が廃止されることとなっても、厚生年金基金は、代行給付を行わない確定給付企業年金制度に移行することが可能である。その場合には、代行部分の給付が基金ではなく国からの給付に変わるだけで、上乗せ部分は企業年金として存続することから、受給者等には実質的な不利益が生じない。よって、財産権の「内容が変更される程度」は軽微であると考えられる。</p> <p>そもそも、代行制度は、本来、国民全体の年金財政の財源に組み込んで助け合いの財源として充当すべき保険料を、厚生年金基金という一部の者が独占的に利用し、利益を享受してきたもので「公的年金」と「企業年金」の財政責任が渾然一体となっている。</p> <p>加えて、近年は保有資産が代行部分に必要な水準に満たない、いわゆる「代行割れ」となっている基金が多数発生している。</p> <p>代行部分の給付責任は最終的には厚生年金本体が負うため、代行割れを放置すると厚生年金本体の財政リスクが高まり、基金に加入していない厚生年金の被保険者等にも負担を肩代わりさせることになりかねない。このようなリスクを完全に排除することは、極めて重要な公益である。</p> <p>したがって、厚生年金基金を全廃しても、それは公共の福祉に適合するものであり、財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであると考える。</p>	
<p>3. 企業年金の減額要件緩和について</p> <p>昨年、厚生労働省は、企業年金受給者に対して減額可能とする例外的条件を緩和する省令を発出しました。</p> <p>(1)この結果、黒字企業であっても一定条件に適合する場合は減額できることとなりましたが、この省令は厚生年金保険法もしくは確定給付企業年金法に照らして適切であったか、のご判断と、その理由についてお伺いします。</p> <p>(2)受給者の減額については、三分の二以上の同意を得れば実施できることとされていますが、企業や基金と債権債務関係が個別に成立・確定した年金額を、他の三分の二以上の受給者が賛成しているからと強制的に減額できるという多数決制を適用することは妥当・適法なのか、その根拠と併せてお伺いします。</p>	<p>Q3-1:(企業年金の減額要件緩和について(1)) A3-1: 給付減額については、以前より、「①母体企業の経営悪化」、「②掛金の負担困難」のいずれかを満たすことを要件としており、②に該当する場合には①を問わないこととしています。今回の省令改正はこれを明確化したものであり、給付減額の基準を緩和したものではありません。</p> <p>Q3-2:(企業年金の減額要件緩和について(2)) A3-2: 受給者の減額については、三分の二以上の同意を得ることの他、受給者のうち希望する者に対し、減額相当分の最低積立基準額を一時金として支給する等の減額前の最低積立基準額を確保する措置を講ずることと承知しています。</p>	<p>3). 企業年金の減額要件緩和</p> <p>(1) A I J 投資顧問による年金消失問題では財務の悪化した企業年金が高利回りを目当てに A I J に多額の基金を預けていた。企業年金の財務の健全化を促し、再発防止につなげるための措置であると理解している。</p> <p>(2) 厚生省の検討委員会では、受給者の同意要件を三分の二から二分の一に改定する案もあったが、見送られた。重要案件の採決に関し、三分の二の同意で概ね妥当ではないかと考える。</p>	<p>質問3. 企業年金の減額要件緩和について</p> <p>(1) 受給者に受給権を保証し、使用者の“経営上の都合”による安易な減額を許さないというのが、企業年金の本来の原則です。減額を認める「例外」の対象を広げ、黒字企業にも適合することは、法の主旨にてらし不適切であると考えます。</p> <p>(2) 企業年金の受給額を、三分の二の賛成で強制的に減額できる仕組みには問題があると考えています。</p>

<p>4. 企業年金の持続可能性を高めるための施策について</p> <p>(1)厚生労働省が昨年発表した試案で、「企業年金の持続可能性を高めるため」と称して①キャッシュバランスプランの「給付設計弾力化」や更なる「規制緩和」、②「集団運用型の確定拠出年金の創設」を打ち出したことについてご見解をお伺いします。</p> <p>(2)この試案は社会保障審議会専門委員会での検討を終えて厚生労働省が法律「改正」でなく省令公布で施行する意向ですが、この方策の妥当性についてお伺いします。</p>	<p>Q 4-1：(企業年金の持続可能性を高めるための施策について (1))</p> <p>A 4-1： 厚生年金基金の上乗せ資産を他の企業年金に移行して上乗せ給付を続けやすくするよう、他の企業年金の規制緩和を行うためのものと聞いています。なお、今回の改正では、集団運用型の確定拠出年金の導入は行わないと聞いています。</p> <p>Q 4-2：(企業年金の持続可能性を高めるための施策について (2))</p> <p>A 4-2： 省令改正については、厚生労働省においてパブリックコメントを行うと聞いており、こうした適切な手続きを経た改正であると考えています。</p>	<p>4) 企業年金の持続可能性を高めるための施策について</p> <p>(1)「厚生年金基金制度の見直しについて (試案)」に掲載されたキャッシュ・バランスプランの給付設計の弾力化、集団運用型の創設については、今年2月に厚生省社会保障審議会年金部会・厚生年金基金制度に関する専門委員会が賛否両論を盛り込んだ意見をまとめている。慎重な検討が必要であると考える。</p> <p>(2)省令公布であったとしても、社会保障部会で各委員が合意できる内容でなくてはならないと考える。</p>	<p>質問4. 厚生労働省の「企業年金の持続可能性を高めるための施策」について</p> <p>(1)ご指摘のとおり、厚生労働省は、昨年発表した「厚生年金基金制度の見直しについて (試案)」で企業年金のキャッシュバランスプランで用いられる「基準利率」「年金現価率」の指標を緩和し、企業の追加負担を減らすとともに、「運用実績」にお応じて年金額を低く抑えていく改変案を示しました。また、企業単位で運用方針や運用商品を決めさせる「集団運用型の確定拠出年金」を創設し、“掛け金の負担は固定、給付は運用次第”という手法を企業年金全体に拡大するとともに、「投資教育」に対する事業主の責任を免除することも改変案の一つにあげています、これらは、企業年金に対する企業の負担を軽減し、年金の給付額を“労働者任せ”“運用任せ”にして、受給権を危険にさらす改悪にほかなりません。</p> <p>日本共産党は、政府がこの間、推進してきた、企業年金における使用者側の負担を軽減する一方、年金給付を労働者の“自己責任”や市場での“運用任せ”にする制度改変に一貫して反対してきました。上記のような改悪にも当然、反対するものです。</p> <p>(2)厚労省「試案」が打ち出した、「キャッシュバランスプランの給付設計の弾力化」や「集団運用型の確定拠出年金の創設」については、社会保障審議会の専門委員会でも、「加入者や受給者のリスクが高まることになり反対」「慎重な対応を要する」「創設に反対」などの意見が「多数」を占めています(『厚生年金基金制度の見直しについて (試案)』に関する意見、2013年2月8日)。それに反しての制度改変は、自ら設置した審議機関をもないがしろにするものであり、問題があります。</p>
<p>5. 支払保障制度の法制化について</p> <p>2001年、確定給付企業年金法の審議における衆参両院の厚生労働委員会での付帯決議では、企業年金の加入者及び受給者の受給権保護の観点から「支払保障制度」につき引き続き検討を加えることとされてきました。貴党としては、母体企業の都合や倒産、企業年金制度の終了、年金基金の解散などで給付額の一部または全部が支払われない場合に備え、年金給付を保障する支払保障制度の法制化について、現在どのようにお考えでしょうか。</p>	<p>Q 5：(支払保障制度の法制化について)</p> <p>A 5： 確定給付企業年金において支払保障制度を導入する必要性、企業年金の性格、受給権との関連、モデルハザードの回避方策など整理すべき課題が見られることから、引き続き検討すべきものと考えられます。</p>	<p>5) 支払保障制度の法制化について</p> <p>年金生活者の保護のため、受託者責任を規定し、理事会に資産運用のプロを最低一人入れることを義務付けること等を盛り込む、従業員退職者所得保障法制(日本版エリサ法 Employee Retirement Income Security Act)の導入を検討する。「支払保障制度」については、負担と給付の関係など、関係者の合意が必要であり、さらなる検討が必要ではないかと考える。</p>	<p>質問5. 支払保障制度の法制化について</p> <p>質問1への回答でも述べたとおり、日本共産党は今般の法改定においても、現行の企業年金連合会の支払保証機能を強化・拡充し、受給権保護の措置をとることを提案しました。母体企業の経営難や倒産、基金の解散や企業年金の終了などのもとでも、受給者・加入者の受給権を保障していくため、支払保証制度の法制化をいそぐべきと考えます。</p>

(文章への下線は質問と回答の要点と思える箇所引いたものです。)